

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 第5回電力・ガス基本政策小委員会

日時 平成29年10月24日（火）13：30～15：43

場所 経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

○小川電力産業・市場室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第5回電力・ガス基本政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、石村委員、横山委員におかれてはご欠席とのご連絡をいただいております。

以降の議事進行は、山内小委員長にお願いすることとしますので、山内先生、よろしく願います。

○山内委員長

承知しました。それでは、お手元の議事次第に従って、これから議論に入りたいというふうになります。

本日は議題が4つありますけれども、まずは電力小売全面自由化の進捗状況について、これを事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではこれから議事に入りますので、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川電力産業・市場室長

それでは、これからお手元の資料3-1に沿って、まず電力小売全面自由化の進捗状況についてご説明します。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目ですけれども、低圧分野のスイッチングの状況、本年7月時点ということで、左がスイッチング、いわゆるこれまでの大手電力から新電力への切りかえ、右が大手電力内での切りかえになっておりまして、数字、件数で言いますと、左の表、一番下にありますとおり400万件余り、パーセンテージにして6.5%、右のほうは約300万件、4.7%ということで、合わせて11.2%となっております。トータルで言うと、この1年余りの間で1割強の方々が切りかえをされたということになります。

続きまして、次、2ページ目になりますけれども、新電力への切りかえ（スイッチング）は、

これは地域によってばらつきがありますけれども、基本的に一直線、左のグラフですけれども、ほぼ同じペースで伸びているのがわかるかと思います。

一方で、先ほどで言いますと右の表になりますけれども、同じ大手電力内での切りかえ、規制料金から自由料金メニューへの切りかえというのはいろいろ傾きに差がありまして、パーセンテージで言いますと、上のほう、中部、中国が飛び抜けておりますけれども、伸びということと言いますと、特にことしに入ってから、関西、あるいは四国といったところの伸びが増しているということが言えるかと思います。

続きまして3ページ目に入りますけれども、新電力のシェアということで、左側は年度単位ですので、2000年度から十数年間、ちょうど真ん中あたりまでは、おおむね二、三%で新電力のシェアは推移していたところですが、昨年4月の全面自由化を機に大きくその比率が上がってきています。

この3つあるうちでは、真ん中の青いのが全体平均ということで、昨年4月、ちょうど真ん中あたりから上がってきている緑色のところ、これが低圧分野のシェアということになっておりまして、直近ではおおむね6%ということになっております。

続きまして4ページ目ですけれども、今度は地域別、特に従来から自由化されていまして特別高圧、高圧と見た場合に、右の高圧分野で、特に関西、北海道といったところで比率が高くなっておりまして、いずれも30%、3割を超えているという状況にあります。

次はご参考までですけれども、低圧分野における規制料金の割合というのは、全面自由化以降、徐々に下がってきている。3つ色がありますけれども、販売量ベースで見た場合、額ベースで見た場合、あるいは契約口数で見た場合で少し差が出ているという状況です。

6ページ目が、新電力の数、あるいは販売規模ということでありまして、これまでに登録を受けた小売電気事業者の数は、既に400者を超えております。

本年6月で供給実績のあった新電力300者余りを規模別に分類すると、特に上位の17者が全体の7割程度を占めているということで、数的には、ここで言いますと真ん中に位置する100万~1,000万kWhというところが130者を占めているところであります。

続きまして7ページ目は、新電力の業種別、業種といっても大まかな分類でいったときに、契約口数の上位20者で見た場合には、このグラフで言いますと赤の部分、ガスが全体の約4割を占めているということで、続いて、通信、石油ということで、これは自由化前にも言われていましたとおり、低圧においては顧客との販売チャネルを有する事業者が総体的に契約口数をふやしているということが言えるのではないかと思います。

続きまして8スライド目ですけれども、今度は新電力のJEPX、これは卸電力取引所への

依存度ということで、どういうふうな形で電源調達をしているかという形でプロットしたときに、右のほう、依存度が60%以上、極めて高いところと、左側、30%以下というのにおおむね、今、二極化しているということでありまして、左、30%以下のところにあります「自社電源あり」と赤い印になっているところ、こちらは取引所への依存度の比率は非常に低くなっているということが言えるかと思えます。

次、9ページ目は、今度は新電力の販売電力量をふやしているシェアが高まっている中で、昨年との比較で言いますと、ふやしている販売電力量のおよそ半分に相当するところは、卸電力取引所の約定量の増加に対応しているということで、取引所からの調達が新電力の販売電力量の増加とある意味比例しているということが言えるかと思えます。

その取引所の状況につきましては、この後、取引所のほうからもご説明いただきますので、簡単にとお思いますけれども、次の10ページに全体の推移がありまして、青い棒グラフが取引量ということで、ちょうど真ん中からやや左、本年の7月ぐらいから取引量はかなりふえているということ、それから赤い折れ線が価格の推移でありまして、夏場に若干高くなっていましたけれども、おおむね8円から12円といったところで推移しているというのが見て取れるかと思えます。

続きまして、11ページ、12ページ、電気料金の水準ということになります。

11ページ目は、地域別・電圧別ということで、左と右に並んでおりますけれども、左側は3年前、電気料金が極めて高かった時期、それから右側は直近ということで、地域別に見たときには、おおむね左と右で見た場合には、左のほうが右下が少しへこんでいるように見える。

これは、高いところと相対的に安いところとの差が大きいというのが左の状況でして、右のほうは少しそこは大体均等になってきていますけれども、ここで見ますと北海道が少し高くなっているということでありまして、これは理論的にはということでありまして、自由化が進む中で、地域間の差は縮小する傾向に少しあるのかなというふうに考えております。

今度、地域別の水準、次の12ページにありますけれども、赤でプロットしてあるところが規制料金の水準でありまして、それに新電力の自由料金の水準を重ね合わせますと、おおむね新電力のほう、その規制料金をメルクマールに若干低いところに入ってきているということが言えるのかなと思っておりますけれども、全体的な水準は、前のスライドでも見ましたとおり、地域によって差がある。特にここで言いますと、北海道が少し高くなっているという状況になります。

最後、13、14ページは、大手電力による域外進出ということで、地域別に見た場合の契約口数、これは域外における契約口数の推移になります。

契約口数は引き続き伸びているというところでありまして、左は低圧、こちらは地域

によってはまだゼロというところも特に西のほうでは多くなっております。一方、右のほう、特別高圧・高圧という分野におきましては、沖縄以外においては全て複数の件数が記録されているという状況でありまして、直近、本年7月時点では、沖縄を除く全国の地域で域外進出が行われているということになります。

その域外進出の状況を東西で比較した場合が、最後の14スライド目になりまして、これは左が低圧、右が特高・高圧になります。

青が西から東になりまして、逆に赤が東から西ということで、左のほう低圧でいいますと、西から東の青が非常に伸びているというのが見て取れるかと思えます。一方、右、特高・高圧でいいますと、逆に赤いほう、東から西のほうは特に直近では伸びているというのが足元の状況になっているところですよ。

以上、駆け足でしたけれども、直近の状況ということで終わります。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

続いて、日本卸電力取引所からご説明をお願いいたします。

○日本卸電力取引所

日本卸電力取引所の村上でございます。いつも日ごろ皆様大変お世話になっております。心より御礼を申し上げます。

本日、限られた時間で、表題にありますように、価格指標の形成と発信ということを中心にお話をしたいかというふうに思います。

1ページをごらんいただきたいというか、1画面目なんですけど、当所の概要ということにつきましては、前回、私がいろいろお時間を使ってお話をしたことから大きく変わってはいません。

現在、特筆すべきこととしては、取引会員数が128者ということになっております。また、この4月からは特別取引会員、いわゆる一般送配電事業者9者が加入しているという形になっています。それ以外に、職員につきましては、この春から1名ふえておりまして、7名ということのほか、私が常駐をしているという体制で取り組んでおります。

2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、価格の形成・発信ということに関しましては、やはり信頼される価格をつくるためには、流動性、あるいは価格形成の過程がどうなのか、あるいはそうしてでき上がった価格についてどう発信されているかということがポイントになるかというふうに思います。

3ページ目ということでございますが、まず現在の流動性等から見て、取引の状況を簡単にごらんいただきたいと思いますが、左の棒グラフにつきましては、足元大分高くなってきており

まして、4～9の出来高が約209億kWh、全国販売量の5%、右のほうの赤線のところ3%となっておりますが、これは昨年度の実績でございます。したがって足元ふえておりますし、ちなみに本日の取引量、約定分、あした受け渡しですが、1億7,600万kWhということで、最高ということになっております。

飛ばしまして、次、4ページでございますが、取引量の状況というのが、まだ5%、6%というところでございます。限定的でございますが、そういう中でやはりどうしても大手事業者の方の影響を受けやすい環境ということがございます。

そうした意味では、しっかりと市場監視をしていかないといけないということなんです、そういう中で幾つかのポイントとして指摘しなきゃいけないのは、1つは市場分断が往々にして起こるということでございます。起きますと、そのエリアにおける支配的事業者の影響が大きくなるということございまして、その状況につきましては、エリア間の価格がわかるように、毎日、ウェブで、日々、情報を発信しているということでございます。

そのほか、分断状況等につきましても、四半期報告で公表しているということです。簡単に申し上げますと、北海道につきましては、北本の分断の結果、北海道の値段が高く、次に東京が高く、FCの分断が多くて、西日本の価格が相対的に低いというのが受けとめられるというところでございます。

そうした分断状況も踏まえて、5ページになりますが、私どもとしては四半期報告の中で、取り組み姿勢について、幾つかのご指摘をさせていただいたことがあるということでございます。

取引会員の利用状況という角度から見ますと、もちろん当たり前のことですが、1者、あるいは1会員当たりの取引量というのは年々増加しております、年度で約2億というのが平均でございますが、これを新電力、あるいは旧一般電気事業者という形で利用の状況を見ますと、やはり新電力は供給力4割程度を取引所から調達をしていると。

これは公表されているところですが、一般電気事業者につきましては、売約定の過半を占めているんですが、各社事業の規模に比較すると、その取引量は限定的になるということでございます。ちなみに、7～9月、一番右のほう、売の割合が約7割強、買の調達につきましては2割弱を一般電気事業者は取引所で約定しているということですが、新電力は逆に言いますと、新電力の売が3割で、買が8割というような形になるということでございます。

おめくりいただきまして6ページですけれども、そういう中でやはり価格の高騰というのは非常に気になるところであります。例えば7月の昼間の時間帯というのは、前年同月を上回る価格水準で推移する状況が頻発をいたしました。

ちょっと一番最後のほうになるんですが、参考につけさせていただきました12ページをござ

んいただきたいんですが、入札状況、一般的な動きを見てみますと、これは買と売の年度の平均で、1日当たりの時間的な推移をグラフで示しておりますが、年々、買い札、売り札、いずれにいたしましてもふえております。

とりわけ、昼休み時間を中心に、売の山ができていたというようになっておりますが、お戻りいただきまして、6ページ、あるいは7ページに受けとめられるように、7月の昼間時間においては、売が買を下回る時間帯が増加した結果、こういう形になっているということでございます。

こうした買が強い状況という典型的な例を、8ページのグラフで簡単にお示しておりますけれども、買曲線が左から右に描かれている一方で、売曲線につきましては、売量の限度がございます。したがって市場分断のために、売り札が売り切れた結果、価格は買い札の高い価格で決まったというような状況が起きておりますが、こうしたことが頻発したということでございます。

約定結果につきましては、9ページですが、これは欧米の取引所が出しているウェブサイトと同じような形で、一番右に私どものホームページで、価格の推移なり、取引量の各こまの棒グラフを公表しているということでございます。

早足で申しわけございませんが、10ページをごらんいただきたいと思っております。

こうした中で今後の課題ということですが、私どもとしては、改革の流れに沿って、私どものやるべきことをしっかりと対応していきたいと思っております。新市場ということでは、非化石取引市場の開設であるとか、間接オークションの導入に伴う必要な措置を私どもで取り組んでいくというつもりでおりますし、それに伴うシステムの対応も現在、既にいろいろやっております。

それ以外にシステムに関連で申し上げますと、特に非化石の方、今の取引参加者、スポットの参加者以外にも入ってくる可能性が非常にありますので、資金決済等につきまして、清算会員制度というものを新たにつくりまして、決済銀行につきましても、現在1行に限定しておりますが、メガ3行に広げたいというような考えも持っております。その準備をしつつあるところであります。

また、スポットの取引単位につきましても、現在1,000kWhということですが、環境を整えた上で、あるいは外部の関係者の方との連携をとった上で、タイミングを見て、100kWhということに引き下げること検討をしているということでございます。その他、事務所の体制につきましても、将来を見据えて今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、市場の監視ということになります。11ページですけれども、やは

り支配的事業者の監視につきましては、現在、自主的玉出しであるとか、グロス・ビディングで大変お世話になっておりますけれども、今後も市場運営という観点からしっかり監視を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。どうもありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、ガスの小売全面自由化の進捗状況につきまして、これは事務局からご説明をお願いいたします。

○柴山ガス市場整備室長

それでは資料4をごらんください。ガスの小売全面自由化の進捗状況のご報告をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、まず1ページ目が、自由化後の小売事業者の登録状況ということでございます。

現在のところ50社が登録済みということで、このうち今回の自由化を機に、越境販売を含めまして、新たに一般家庭への供給を予定しているのは14社でございます。下に50社書いておりますけれども、この中で※1というのをつけているのが、この14社でございます。

次のページが、今の登録状況を地域ごとにプロットしたものでございます。

こちらは参考ということでちょっと飛ばさせていただきます、3ページ目が、スイッチングの申し込み状況でございます。

直近のデータが9月30日時点でございますけれども、スイッチングの申込件数は、全国で約43万件となっております、地域別で見ますと、近畿エリアが約24万件ということで、全体の55%を占めているという状況でございます。

それからページをめくっていただきまして、次が新規参入者の販売量の割合（地域別）でございますけれども、前のページにおきまして、スイッチング申し込みが発生していない地域におきましても、平成29年4月の前に既に自由化されていた旧大口分野では、新規参入者が販売を行ってきたわけございまして、そうした新規参入者の販売量割合を、地域別、これはことしの6月分でございますけれども、全国で見ますと、総販売量の約1割弱を新規参入者が占めているという状況でございます。

ご参考までに、下の欄の右側に、新規参入者の販売量の割合ということで、これは昨年度でございます。大口販売量における割合というのが、もともと自由化されていた中での割合、それから、総販売量における割合というのが、自由化されていなかった部分も含めて、分母にした場

合の割合でございます。

それから次のページ、5ページ目ですけれども、自社スイッチング状況ということで、自由化に伴いまして需要家が新たに創設された料金メニューを選択した結果、指定旧供給区域、これは経過措置がかかっている事業者の供給区域、その中における自社内での契約変更のうち、規制料金から自由料金に変更したのは、約85万件ということになっております。これはガス取引法の情報でございまして、ことしの6月時点までの累計でございます。

それから、次のページでございますけれども、ガス事業者のサービス向上に向けた新たな取り組みとして、2ページ、例をつけております。

これは前回もおつけした資料のリバイス版でございますけれども、小売全面自由化を契機に、新規参入者の有無にかかわらず、従来からの他のエネルギーとの競合等を踏まえまして、新しい料金メニュー、新しいサービスメニューの提供、それから既存料金メニューの引き下げなどが行われております。こうした事業者の創意工夫というものが進んでいるというものを示したものでございます。

赤字がガス料金についてのメニュー、それから青字がその他ということで、水回りとか、あるいはポイントとか、そういったもろもろのサービスメニューでございます。それから下線を引いてありますが、前回の7月の審議会のときに調べたものから、新しく今回確認されたものでございます。

6ページが日本の東側でございまして、次の7ページが、西側の取り組みということになっております。

8ページでございますけれども、今の新しい料金メニュー、新しいサービスメニューというのを類型化したものが8ページでございます。

新しい料金メニューですとか、ポイント、それからセット割引、見守りサービス、駆けつけサービス、見える化サービスということで類型化しておりますけれども、それぞれ新しいものが出てきているという状況でございます。

それから9ページ、その次の10ページでございますけれども、最近の動きということで、事例の紹介をしております。

まず9ページですけれども、これはプレスリリースをもとに作成しておりますけれども、東京電力E Pとニチガスが共同出資しまして、都市ガスの調達や販売に必要な機能・ノウハウなどを、そういったプラットフォームとして提供する「東京エナジーアライアンス株式会社」というのを設立しております。これは、小売に参入しようとする事業者に対して、ガスの場合、幾つかの必要なことがございますので、保安とか、あるいはシステムとか、そこに書いてありますけれ

ども、そうしたものをサービスとして提供しようという試みだと認識しております。

それから 10 ページ目で、もう一つ、関東地域での動き②ということでございますけれども、これもプレスリリースをもとに作成しておりますけれども、東電FP、JXTGエネルギー、大阪ガスが、川崎市の扇島地区に、都市ガスの製造・供給の新会社を設立いたしました。ここでつくったガスを、主に品川火力発電所へ供給するというので、プレスリリースをされております。こうした新しい動きというのが、関東でも見られるようになってきております。

それから、11 ページが、ガスシステム改革小委員会でもご議論いただきました、経過措置料金規制についての解除の動きでございます。

昨年、ガスシステム改革小委員会における議論を受けてつくりました基準に基づきまして、旧一般ガス事業者については、12 社が経過措置料金規制というのが現在課されているところでございます。この指定が課された地域の競争状況を確認するために、報告規則に基づきまして、3カ月ごとに報告を徴収しております。

今回、8月の報告が出されたわけですが、これにつきまして解除基準を満たしているか審査しましたところ、3社については満たすということでございまして、現在、指定を解除する方向でパブリックコメントにかけているところでございます。スケジュールにつきましては、下の線表みたいなところを書いております。

それから、最後になりますけれども、12 ページでございます。

LNG基地の第三者利用制度の状況のご報告でございますけれども、小売の全面自由化に伴いまして、この4月から、LNG基地の第三者利用制度というものが制度化されまして、一定規模、LNGタンク容量の20万kl以上の事業者につきましては、製造約款というのを4月1日付で届けていただきまして、7月の末までに、それぞれ余力の見通しなどをホームページ等によって公表していただいております。

これにつきましては、電力・ガス取引監視等委員会のほうで、四半期に1度、定期報告徴収をして、第三者利用制度の利用状況等を報告してもらっているところでございます。直近の報告、本年6月末時点についてでございますけれども、その時点では今のところは利用実績なしというふう聞いております。

以下は参考資料ですので割愛させていただきます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました電力・ガス小売全面自由化に関する進捗状況について、ご質問、あるいはご意見などありましたらご発言をお願いしたいと思います。例によって、

ご発言される方は、お手元の名札を立てていただくようお願いいたします。また、関連するご発言を希望という場合は、その都度、手を挙げて合図をしていただければ、私のほうで適宜、ご指名したいというふうに思います。

それではいかがでしょうか、今のところでご質問、あるいはご意見。

村松委員、お願いします。

○村松委員

ご説明ありがとうございました。日本卸電力取引所さんから、今回、ご説明を賜りまして、今、進んでいますシステム改革、新市場の導入ですとか、取引量の増大が見込まれる中で、取引所の果たされる役割、責任というのは非常に重いものだというふうに考えております。

そういう中で、非常に効率的に業務を進めていращやるということが、今のご説明でよくわかりました。自動化ですとか、アウトソーシングの活用という形で進めていращやるということなんですけれども、今後の将来の市場設計ですとか、ご説明にもありました取引に対する信頼性の担保、公平性・透明性の担保というような観点を考えたときに、やはりそういった取り組みに対して、職員の方というのは特に注力されていくべきではないかということが、市場から期待されているものと考えております。

そうしたときに、効率的なのはよくわかるんですけれども、7名というのは、やはりどうも少ないのかな。ほかの市場との比較が10ページの資料の中にもございますけれども、一概に市場取引量だけで比べることはできないと思うんですが、特に、今、日本の市場では変化を進めていращやる中ですので、人材の増員ですとか、優秀な方を確保されるというのは、ご認識のとおり非常に重要な課題だというふうに思います。

社団法人ですので、社員の企業の方々のご協力ですとか、ご理解というのを賜るということが非常に重要だということもわかるんですけれども、ぜひとも課題についての取り組みというのは進めていただければと考えている次第です。

以上です。

○山内委員長

これは、村上理事長のほうから何かございますか。

○日本卸電力取引所

今のご質問、ご意見につきまして簡単にお答えいたしますと、数が少ないはそのとおりでございまして、数だけとってみると不安を抱くということはあるのかもしれませんが、将来に向けて適材な人がいれば、積極的に採用はしていこうというふうに思っております。

先ほどちょっと申し上げましたように、具体的には5月でしたか、1名増強をしております

て、現状、目先の取り組むべき仕事に対しての人員ということについては、とりたてて不足があるというふうには感じておりませんが、その先を展望すれば、いろいろ仕事もふえてきますので、やはりしっかりと人がいればとっていきたいと。

ただ、ちょっとお触れになりました、社員であるとか取引参加者からの協力等については、いろいろ守秘義務の問題とかいろいろなことがありますので、私どもの中でのいろいろな市場設計にかかわる検討会等にはご参加いただいて、いろいろな意見をいただいておりますけれども、直接の事務所職員として採用するというのはいかなものかなというふうに思っていて、中立性を重んじた運営をしたいというふうに思っているのが私の気持ちでございます。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員

私からは、質問ではなくて情報提供です。日商で、新電力へのスイッチング状況について、ことしの8月の中旬に、全国3,800社弱の会員、中小企業を対象にヒアリング調査を行いました。その結果なんですけれども、変更した、検討中というところが23%、一方で、検討したけれども結局変更しなかったというのが20%、そもそも検討すらしていないというところが56%ございました。

このうち、切りかえに前向きな23%の皆さんにその理由を聞いたんですけれども、やはり電力コストの高どまりという状況下にあることから、より安価な電気料金や、自社に適した料金体系を提示されたためという理由が76%を占めておりました。

逆に、電力の切りかえ、スイッチングを変更しない理由に関しては、しばらく様子を見るというのが56%、それから安定供給に不安があるというところが28%といった声が聞かれました。

ここから見えてくる政策といたしましては、1つには、まず新電力への不安解消というもの、それから2つ目が、供給不安というのがそもそも取り越し苦労なんだということを正しく理解してもらうための周知・啓発活動で、電力需要家の安心感を呼び起こすような情報提供が望まれているという実態が見えてきたということを披露させていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。貴重な情報で。

これについて何か皆さん、ご意見等ありますか。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。私も、アンケートをとったわけではありませんが、私の所属するNACSには全国7支部あり、北海道から九州までいろいろなところで、会員に対して電力のスイッチングについての状況や意見を聞きました。今のご意見の中にありましたように、やはりいまだに、新規事業者にスイッチングすると、これまでと違って電気が止まってしまうのではないか、というような意識を持っている消費者もまだ結構多いのだな、ということを実感しております。

ですので、電気についてもこのような状況ですが、一方、都市ガスのほうは、やはり保安を伴いますので、いざというときには、これまでの導管事業者がきちんと対応してくれるという事実がまだそれほど消費者には伝わっておらず、やはりスイッチングすることに不安を持つ消費者がいるのではないかと思います。ということで、電気、ガス、両方ともに、スイッチングしても基本のところは変わらないという情報提供を、あらゆる場面で今後もしていく必要があるなというふうに思っております。

以上です。

○山内委員

どうもありがとうございます。

この関係はよろしいですかね。

じゃ、大橋委員。

○大橋委員

ありがとうございます。2点あるのですけれども、1つはJPEXのご発表、大変参考になったんですが、市場監視をされているということですが、結果も公表されて、ちょっと私、結果を見たことがないので恐縮ですけれども、どういうふうな市場監視をするかで、7名が十分かどうかというのは決まるのかなと思うんです。恐らく7名ですと、かなり少ないので、目視くらいしかできないのかなとも思ったりします。本当は、bidderのIDとか見ながらもう少し分析しようとする、7名では到底足りないというふうな感じなのかなというのが実感です。ご質問は、どんな手法で市場監視をされているのかということが1点、ご質問としてあります。

もう一つはコメントなんですけれども、このJPEXのデータというのは、どういうふうなくくりなのかかわからないですけど、業務統計、あるいは業務統計を含む行政記録情報なんだと思いますけれども、こうした行政情報を研究目的、当然、経営の機密情報なので一般に広く公開することというのはあり得ないと思いますが、ただ、研究目的で公開するようなことというのは、実は国際的には非常に広く見られているのかなというふうな印象を持っています。今、統計改革

とかいろいろやられている中で、こうした行政記録情報をどう活用していくのかというのが一つ論点としてあるのかなというふうな感じはいたします。

ここですぐ結論出るわけじゃないと思いますけど、データのマスクングとか、あるいはそうしたものは技術的にはもう進んでいるので、そういう意味でいうと、機密情報だから全く公開しないんだというふうなロジックというのは、今の技術を前提とすると余り説得力のある公開しない理由じゃないのかなというふうな感じがいたします。そういう意味で、そうしたことってぜひ検討していただければという思いでいます。

2番目もコメントなんですけれども、今回、ガスのご説明いただいて、参考と書いてあるんで全然主題ではないんですけれども、経過措置料金規制の指定、あるいは解除基準という12ページ目にあって、確かにこれは以前にも何度か見せていただいたものだと思って改めて見たんですけれども、これ50%とか10%とか2分の1とか、どういう根拠なのかなというのが若干よくわからないなど。

そもそも料金規制を外したら価格が上がるかどうかということにされているんじゃないかと思うんですけれども、その十分条件なのか、必要条件なのか、どういう理屈なのかちょっとわからない、本日説明してくださいとは言わないんですけど、どういう理屈なのかというのは、いつかの段階で教えていただけると参考になるなと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

2点目はちょっと……1点目について、村上理事長、お願いします。

○日本卸電力取引所

1点目につきまして、私が現在答えられる範囲でお答えしたいと思います。まず監視につきましてですが、監視そのものについて、スポットのケースと、1時間前市場のケースとつけ合わせの手法が違いますので、分けて考えなければいけない面があるかというふうに思います。

スポットにつきましては、ワンタイムオークション、ブラインドでやっておりますので、まず取引規定にあります禁止行為に当たることというのは、具体的にそれをやりにくい状態がそもそもできている、参加者のほうからは一切何も見えませんということなので、もちろんそれに甘えているわけではないんですが、事後的に今度はスポットで各こま、あるいは各エリア、どういふことが起きたかはしっかりデータを作成いたしまして、私どもの委員会でレビューしていただいているという状況であります。

それから1時間前市場につきましては、ザラ場ということになりますので、頻繁に札の出し

入れ等がある場合には、いずれにいたしましてもスポットにも適用していますが、海外のパッケージシステムの監視システムを、今、導入しておりまして、一応ウォーニングサインが出るような話にもなっております。

ですから、単にマンパワーでやっているというだけではありません。そういうシステムを利用しながら、最大限の努力をしているという状況にあります。ただ、その辺のところの制度は、よりいい手法があるのであれば、今後も導入していきたいというふうには思っているところであります。

それからデータにつきましては、現状、各エリアの約定価格であるとか、あるいは各こまの売買の入札料、全て公表しておりまして、研究目的等で、その範囲においてはご利用いただけるようになっております。

そのほか、ご当局と今現在話をしているようでございますが、電力関係のいろいろなデータについて、総合的にどういう公表をしていくかというのは、私どもはそれに極力ご協力していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。

ガスの基準については、じゃ、柴山室長。

○柴山ガス市場整備室長

ちょっと今、十分手元に資料がないものでございますので、追ってご説明いたしたいと思っております。

○山内委員長

じゃ、松村委員どうぞ。

○松村委員

関連する点だけ言います。大橋先生はずっと長くやっておられるので、大橋先生はご存じだと思うんですが、ほかの人はコメントで誤解しているといけないので念のために確認します。

取引所の情報に関して言うと、これは個社名を伏せた格好で何らかの公表はできないのかというのは、制度の初期の段階でも相当インテンシブに議論された。インテンシブに議論されたんですが、結局ノーとなったのはなぜだったのかというと、それは取引がすごく薄いところで、しかも相当大きなプレーヤーがいるので、個社の名前を完全に隠しても、ほぼほぼ見る人が見ればわかってしまうというような、そういうとても薄い市場なので、これはちょっと技術とかという問題じゃなくて、市場の構造の問題で、相当に難しいだろうということの議論で一旦見送られた

ということだと思います。

でも、未来永劫ずっと薄い市場のままということもないでしょうし、未来永劫でかいプレーヤーと小さなプレーヤーという構造でないのかもしれないし、そういうのが変わってくるというようなこともあれば、当然、今後は検討していくということあるかと思いますが、そういう理由で、極端なこと言うと、この発電所をこう動かしたからこう出したんだということが予想できるぐらいに薄い市場だということで、一旦見送ったということはもう一度考え直さなければいけない。そうだとすると、やはり一番の近道はその市場を厚くすること。手口がもう完全にすぐにはわかっちゃうぐらいの薄い市場でなくすることということが、情報公開とかということにも直結してくるのだらうと思います。

次に、監視に関してなんですが、JEPXの監視は一応2つに分かれていると私は認識して、1つは、通常どの市場でもやるようなある種の市場操作だとか、インサイダートレーディングだとか、そういうような類いのことをしていないかどうか。

そういうようなことと、しかし、この市場の場合には、始まったばかりのときにはそういうことをするリスクは総体的に少ないのではないか。今言ったような理由で、ちょっとプレーヤーが派手に動くと、もうすぐに誰がやったのかというのが何となくわかるようなすごい薄い市場なので、そこである種のインサイダートレーディングだとか、ピーク時の市場操作みたいなことをしたりするとすぐわかっちゃうというようなことで、総体的にやりにくい市場だと。

しかし一方で、ということは、そもそも全体として市場取引なるべくしないようにして、ボイコットして、流動性を下げて、それで使いにくくすることによって新規参入を防ぐだとかというような、全体にもう取引しないというような、普通の市場では余り考えられないようなことも起こりかねないということで、ある種の大きな事業者とか、支配的な事業者に関して特別な監視をするということを取引市場でして、極端な出し惜しみだとかということをしていないかということだけ確認しているという感じだと思います。

だから、そういう意味で極端に取引量が低くないかとか、そういうような類いのこと、予備力をこんなに抱えているのに、どうしてこんなに市場が出てこないんだらうというようなことしかしていないというようなことで、今の人数できっと回っているんだらうと思います。

JEPXは、その意味では強い権限を持っていないものですから、それ以上の物すごくインテンシブな分析をして、それで何か具体的に処分するとかというようなことが総体的に権限が弱いので、ここで大量に投入して、ここで分析するのか、あるいはエネ庁のほうでやるのか、監視等委員会のほうでやるのかというのはいろいろな選択肢があると思います。大橋先生のおっしゃったことはとても必要なことですが、どこに人数を割いて、どういう格好でやるのかということと

セットでやらないと、恐らく意味のある議論にならないのではないかと思います。

次に、経過措置料金の解除基準、ガス課のほうに振られてもとても答えにくかったと思うのです。大橋先生のご指摘は全くそのとおりで、50 というのに何か根拠があるのか。55 じゃなくて、54 じゃなくて、53 じゃなくて、50 というのは何なのかというと、これは多分どんなに詰めても絶対根拠は出てこないと思います。

これは、もう、えいやでやっていて、それで最終的に見るときには、余りにも非常識なことになっていないかどうか。このようなところに監視しない、電気の全て監視しているのに、こんな状況の事業者者に全く監視しないで簡単に解除するというのは余りにも常識外れではないかとかというようなことも考えながら、実際にどこが対象になり、どこが対象にならないのかということも含めて何か総合的に見たということなので、数字の根拠というのは、一生懸命作文はして下さるとは思うんですが、具体的に詰めるのはとても難しい、説明を求めても相当難しいのではないかと思います。

したがって、そういう意味ではすごく根拠のあるものであるというわけではないので、代替的にもっとこうしたほうがいいのではないかということが、具体的な提案が出てくれば、すぐに検討の対象にできるのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

最後のところ、松村さんと私は共犯者なんですけれどもね。その意味では、えいやもそうなんだけど、でもかなり議論したことは事実で、各方面で、各方面と言うのもいろいろ誤解あるんだけど、いろいろな視点から議論をして、こう決まったということは事実だと。

それからもう一つは、いろいろ制度を見直すという、そういうまさに新しい、あるいは状況に応じてということもあるので、今、新しい何か具体的な事案じゃなくても、何か問題があればどんどん出していただければ、また我々も見直すということになるんだろうと思いますけどね。

○大橋委員

データだけに関してですけど、行政記録情報の公開の話をするときには、多分アイデンティティーがわかっちゃうケースがあるんだと思います。市場の厚みとは余り関係なくとも。だからアカデミックユースと言っているわけです。経営情報なんで、ある意味使う人が使えばいろいろ悪いことできると思いますけれども、そもそもアカデミックユースでは余りアイデンティティーには関心がないですし、最終的なアウトプットもアイデンティティーを示すようなこともないのです。アカデミックを中心とした利活用というのは検討することは可能なのかなと思います。

○山内委員長

おっしゃるとおりですね。ありがとうございます。

大石さん、どうぞ。

○大石委員

違う話題ですがよろしいでしょうか。お示しいただいたデータについて、幾つか質問をしたいと思います。まずは、電気事業者の呼び名についてです。資料の中に、大手電力とか、旧一般電気事業者とか、みなし事業者とか、いろいろな名前が出てきますけど、消費者から見たときに同じ事業者を指していることがわかりません。できれば統一していただきたいというのが1つです。

それから2つ目ですが、今後、経過措置の料金を外すかどうかという話をしていくときに、このスイッチングしたという量のデータだけでなく、現状の契約数を把握する必要があると思います。スイッチングして一度はとられたけれども、また元の事業者に戻っている需要家があった場合に、実際に本当に今どれだけの需要家はその事業者から買っているかというきちんとした数字というのは、とれているかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それから最後のところですが、東から西に移った事業者と、西から東に移った事業者の、どちらが多いか、という話でしたが、これは東とか西じゃなくて、それぞれの地域ごとにきちんと名前を出していただくほうがわかりやすいかなというふうに思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

事務局のほうで答えられるところで。

○小川電力産業・市場室長

ありがとうございます。まず用語のところは、ご指摘のとおりではあるんですけども、一応資料上は大手電力（旧一般）、ここが法令用語で旧一般の方をみなし小売というのが出てくるんですけども、今の時点では、一般用語としての大手電力、大手というのも何なんだという議論はもちろんあるんですけども、今回はちょっとそのように整理させていただいております。

それから、スイッチングのところは、毎月、監視委員会のほうで実績というのを出しています、どこからどこへ移ったか、新電力に移った、戻ったというのは、そういう形では表にして、毎回出しておきますので、そういう意味での動きはとれるかなと。具体的に何回スイッチしてとか、以前ここでもご紹介しましたが、既にもう何回もスイッチされている方もいらっしゃいますけど、そういう方たちは統計というよりはアンケートなどでとっているという状況になります。

それから、最後ご指摘いただいた東西のところは、東西に意味があるというよりは、やはり東と西で大きく、先ほど市場の分断のような話もありました、ちょっと市場として境があるということも念頭に置きつつ、実際には個々で見たいというところではあるんですが、これは今度、個別になってしまいますと、まさに個社のA社がどの地域に行っていると、これは規制ではない、ある意味自由のところ、まさに個社情報になるので、単体の動きがわからないという、でも少し傾向がとれないかというところでの工夫ということでご理解いただければと思います。

○山内委員長

よろしいですかね。

じゃ、村上委員、どうぞ。

○村上委員

ご説明ありがとうございました。ちょっと市場のところ、質問なんですけれども、今までお話ございましたように、恐らく市場の厚みをこれからどのように進めていくかというのが大きな課題になるというお話でございましたが、1つは、恐らく厚みを持たせるためには、投資側の参加者の層をふやすということだと思いますけれども、具体的に投機的な動きをなるべく最小限に抑えるということでは、投資家の参加というところに関してはかなりセンシティブなイシューではあると思いますが、例えば事業者以外の、例えば最終的にデリバティブズ、派生商品を書く人がいたりとか、それを買う人がいたり、そういったことも含めて、厚みをふやすためには投資という観点からの参加者、事業者以外からの参加者、行く行くはポートフォリオに入るような、こういったものが、そういったような動きが将来的に起こるのかどうか。

もし、そういうことをお考えなのであれば、そういった動きを促進するために、市場のほうでどのようなことを今計画なさっているのか、もしそちらのあたりコメントいただければと思います。

○山内委員長

こちらのほうがいいかもわからないですね。

○小川電力産業・市場室長

補足あったら村上理事長にお願いしたいと思います。これまでの今の卸電力取引所、これは現状おっしゃっていましたが、ある意味金融の事業者などは会員にならないという形で今来ています。片や、これも海外を見たときには、むしろ卸の取引所にも普通に入ってきているというところはありますけれども、今の市場はそこに、投機というのかどうかわかりませんが、実際に売買する、先ほど松村委員から初期の段階の市場というところはありました、まずは実際に事業をやっておられる方々が売買する場ということでスタートしてここまで来ております。

おっしゃったような点は、今後の課題として、それを実際にこの卸の取引所にいろいろな事業者、これまでも例えばネガワットのとくにちょっと違う形で事業者の参加を認めるかという議論も行ってきましたし、また金融ということに関して言いますと、これから先物といった議論もある中で、どこの市場にどういう事業者への参加を認めていくのかということでの将来的な課題だというふうには認識しております。

○山内委員長

今のところ先物じゃなくて、先渡しってような形の市場になっている。それもありますね。これからの課題ということでよろしいですか。

○村上委員

ということは、今は具体的に、将来的に大きな課題としてということですね。

○小川電力産業・市場室長

はい。今、足元の課題と言えるかもしれませんけれども、そこで入れる、入れないというところについては、まだ具体的な議論にまでは至っておりません。

○日本卸電力取引所

簡単に補足をさせてください。現在の私どもの仕組みでいきますと、フィジカルな電気を取り扱うというまず原則でございまして、電気事業者の登録のしてある人、その上で広域機関との間で接続供給契約とか発電調整契約、あるいはデマンドレスポンスに絡む需給調整契約、この3種の契約を結んだ上で、実際のデリバリーができるような条件のもとで、あとは資産的な問題とか条件ありますけれども、それは大原則になっておりますので、おっしゃられるような広い意味で金融取引等を含めたことになっていくのは先の話かなと。

同時に、それは現物の電気でないという話になりますと、今の私どもの定款からいきますと、これは直せばいい話ですが、一方でそれをやるには商品取引所法の限定列挙の認可を取らないといけません。そうなるには、今度、商品取引所になるのかという話になりますので、いろいろ課題が多い話かなと。

同時に、今それについては、ほかの取引所さんのほうで非常に興味を持って取り組もうとしておられるのかなというふうに伺っておりますので、そこは協力をしながらやっというふうな思っているところであります。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

電力は、大きな生き物がこの日本の中に生きてみたいもので、ある意味じゃ自由化が進めば、もちろん旧一般電気事業者は、電源で稼働率が悪いものは持っていたくなるわけですよ。脱落するわけですよ。そうなる結果として予備率が少なくなってくると。ですから、その予備率がなくなると、それは周波数、電圧、ある範囲内を逸脱すれば停電になるわけで、そこら辺はやっぱりヘッジングするのが私は容量市場だと。

ですから、なるべくまだ稼働率の悪いものが、もう捨てようと思っている、現在も捨てようと思っているところたくさんあると思うんですけども、そこに容量市場が入ってくれば、ある程度の稼働率を維持している大規模型の電源でも、容量として動いていないときでも、ある一定のイニシャルコストの回収が動いていないときでも可能になる。

これはやっぱり自由化の中にあって、大きな生き物が生きていくということを考えると、厳密にはやっぱり瞬時同時同量が普通なんですけれども、インフラがでかいから、ある範囲内に入るとというのが現状だと 30 分、キロワットアワーの同時同量でどうにかいけるんだということ。そこら辺の制度設計というのは、一応 2020 年までに容量市場の形成ということは大体書かれているとは思いますが、そのリアリティーについてお伺いしたいんですけど。

○山内委員長

お願いします。

○小川電力産業・市場室長

ありがとうございます。リアリティー、まさにご指摘いただいた容量市場を含め、さまざまな市場設計、こちらの小委員会の下に作業部会を設置して、今インテンシブに議論をしているところでありまして、年内に何らかの取りまとめというところを目指して、今進めているところで、まさにいただいたご意見も踏まえて、さらに検討を進めていきたいと思っております。

○山内委員長

よろしいですか。

武田オブザーバー、どうぞ。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。卸電力取引所の取引状況についてコメントしたいと思います。

最初の資料 3-1 では、10 ページのところに、全面自由化以降、取引所の取引量は大幅に増加して、今年度の取引価格についても足元は横ばい、7 月から 9 月は夏場ですので若干上昇傾向と、そう変動しているという分析かと思うんですが。

一方、JEPX さんからの報告資料 3-2 によりますと、7 ページのところには、売入札量

が買入札量を下回る時間帯が前年より増加していると。それから8ページでは、このような時間帯で売り札が売り切れることによって、価格高騰が発生しているという事例が報告されている。ということで、やはり市場の厚みという観点からすると、まだまだ課題があるのかなと考えています。

そのJEPXさんのページ11の項を見ると、今後の対策として、旧一般電気事業者の売り札入札や、グロス・ビディング等の実質的な取り組みについて検証が必要とされていますので、監視委員会との連携によって進められると思いますけれども、その検証状況について、ぜひ本委員会でも適宜、報告していただければと思います。

よろしく申し上げます。

○山内委員長

ご要望ということでよろしいですか。ありがとうございます。

まだあろうかと思えますけど、ちょっと時間の関係もございますので、議題1についてはこの辺にさせていただいて、2番目です。電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題について、これを事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○小川電力産業・市場室長

それでは、お手元、資料5をごらんいただければと思います。電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題についてということで、1ページ目に、背景・問題意識ということで記しております。

先ほどガスの料金の指定解除という話がありましたけれども、ガスにつきましては、本年4月をもって、こういった経過規制料金というのは一律なくなった上で、必要な地域は指定がしてあると、それが12社あるものですから、そこに関しての指定の解除という話になっているというのが、まずガスです。

今度、電力に関して言いますと、2020年3月末までは経過措置として規制料金というものが残っております。そういう意味で、今、自由料金、規制料金というのが併存しているということ、全国一律にこういった措置がなされているという状況です。

2つ目の丸になりますけれども、こういった全国一律の措置というのは、2020年3月末で撤廃されるという制度になっておりまして、4月以降は、この規制料金がなくなるということではなくて、今度4月以降は、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められた地域という大臣の指定した地域についてのみ、この規制料金が存続することになるというのが、現行の制度的なたてつけになっております。

そういった意味で、これから2020年にかけてこの指定をどうしていくかという議論が行われ

ることになるんですけれども、どこにどういった形での規制を残していくかという議論と、別途、現行の規制料金にある意味連動している措置というもののあり方や、実際に制度的に 2020 年の撤廃、それからその際に指定が仮になされなかった場合に、実質的な撤廃になるわけですけれども、その場合の実務的な課題というものを検討しておく必要があるのではないかというのが、今回の問題意識・背景になります。

そういった意味で、本日は、今後の課題としてどんなことがあり得るかということについて、幅広くご議論いただくというのが第 1 の目的になりまして、後半部分でもう一つ、個別の検討課題の 1 つとして、燃料費調整というものについてご議論いただければと思っております。

そういった意味で、繰り返しになりますけれども、今後、2020 年にかけて議論を行っていく、経過措置の撤廃に伴う新たな指定というものをどうしていくかということについては、今後の議論ということで、本日はまずキックオフとしての幅広い課題についてご議論いただければと思っております。

まずページで言いますと、3 ページ目はこれまでの自由化の歴史ということでありましてけれども、現行、昨年 4 月に全面自由化ではありますけれども、右下に注として残してありますとおり、経過措置としての料金規制が現在も残っているということになります。

これはどういうことかといいますと、1 ページ飛ばしていただきまして、5 ページ目になりますけれども、従来は、左、低圧については、全面自由化前は、ここに旧一般電気事業者という形で出てきますけれども、規制料金のみが存在していたということになります。

それが現在、真ん中になりますけれども、旧一般電気事業者に関しては規制と自由と両方のメニュー、新電力はもちろん自由料金メニューのみということで、ここに 2 つの異なる料金メニューが併存する形になっております。

今後、経過措置が撤廃して、さらに冒頭申し上げた大臣による指定というものがなくなった地域に関していうと、旧一般電気事業者の規制料金というのがなくなるものですから、全て自由料金メニューという形になるというのがこれからの措置ということになります。

その経過措置料金といった場合に、どんなものがあるのかというのが、次に参考で記しているものでありまして、これは東京電力管内ということではあります。

ここで、一般的には低圧、家庭用、ここで言いますと一番上にあります契約口数でいっても 1,800 万件を超えるところの料金と、あと家庭に限らない低圧ということで、下から 3 番目に、これも数にしては 100 万件を超えますけれども、こういった例えばコンビニなどの契約というのも経過的に残っている措置ということでもあります。先ほど市川委員からもご紹介ありました、中小の事業者で、引き続きこの規制料金で契約している事業者も数多くあるというふうに思います。

そのほかにですけれども、数としては、例えば上から4つ目、公衆街路灯、いわゆる街路灯ですけれども、これの契約の口数としては400万件近くに上るものがありますし、一番下には農事用電力というのも、これもまた規制料金として今、経過的に残っているということになります。

こういった経過措置の撤廃と、新たなる指定ということについては、後ほどご紹介します監視委員会のほうで議論がまさに始まったところではありますけれども、1ページ飛ばしていただいて、8ページ以降、経過措置料金、ここでは由来する制度と言っておりますけれども、経過措置料金に組み込まれている現行の規制料金に特有の制度として、まずは三段階料金というものがあります。

これは、この図にありますとおり、料金の単価が三段階になっておりまして、これは40年以上前になりますけれども、オイルショックに際して、高福祉社会の実現、さらには省エネの推進といったようなことを目的として、使用料が多くなれば多くなるほど単価が高くなるという仕組みにしておりまして、以後、この基本的な仕組み、具体的な使用量の区切りなどは時代に応じて変化してきていますけれども、基本的な形というのが維持されて今に至っております、これが経過措置としても引き続き残っているということになります。

こういった形というのが、こういった時代背景をもとに導入された制度というものですので、経過措置料金の撤廃に際しての議論においては、この制度をどうしていくかということも一つ考えなければいけないというふうに考えております。

それから1ページ飛ばしまして10ページ目、今度は燃料費調整ということでありまして、こちらは比較的新しい20年ほど前に導入されたものではありますけれども、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を外部化ということでありまして、燃料費、燃料価格の変動を、ある意味料金に自動的に反映させていくということで、途中制度の変遷もありまして、現在では毎月料金に反映することとなっているということがあります。

これもまた規制料金に連動したものではありませんので、規制料金の撤廃に際して、実態的には自由料金の分野でもこれが大部分採用されているわけですが、今後のあり方について考える必要があるというのが燃料費調整になります。

さらに、直接、規制料金にひもついているわけではないんですけれども、関連するものとして2つ、1つ目は12ページにあります制度的な離島供給、あるいは最終保障供給というものが、関連した仕組みになります。

離島供給というのは、ある意味、ユニバーサルサービスの実現の観点から、高コストになりがちな離島においても、離島以外の地域と遜色ない料金水準で電気の供給を行うということで、その際に、ある意味、参考になる料金として、現在においてはその規制料金というのが1つの参

考になっているということになります。

それから、最終保障供給というのは、これはまさに字句どおり、最終的に誰からも電気の供給を受けられない需要家に対する供給ということでありまして、これについても、実質的に規制料金メニューが参考になるというのが、1つの仕組みとしてあります。

さらに関連する仕組みとしての常時バックアップということで、これ自体は目的ももちろん全く別なものでありますけれども、13 ページにあります新規参入者の電源調達手段の1つとして、今、存在しているものでありまして、これ自体については、今後、卸市場の発達なども踏まえて、今後のあり方を考えていくということではあるんですが、この常時バックアップの料金については、その価格については、規制料金の原価を踏まえて設定されているというのが現在の仕組みとなっております。

こういった点も踏まえまして、今後のもちろん議論ということではあるんですけども、15 ページに幾つかの検討課題例ということでお示しております。

1つ目は、先ほどのご議論でありました指定の基準ということで、これは今後、別の場で主に議論されていくということではありますけれども、まさにご指摘ありましたようなような判断基準でやっていくのかといったことが、1つ大きな課題というふうに考えております。

また、こうした指定そのものとは別途、仮に撤廃で指定行わない、実質的にそこで規制料金がなくなると考えた場合に、どのような手続が必要になるか、大手電力におけるシステム面の対応もあるでしょうし、先ほどありました数にして数百万、場合によっては1,000 万を超える需要家に対してどのような説明が必要になるか、あるいはそのための期間がどれぐらい必要なのかといった点については、撤廃あるいは指定をするしないにかかわらず、いずれにしろあらかじめ検討しておく必要がありますし、需要家が自由料金を選択しなかった場合、最終的に撤廃後に何も選択しない需要者というのは必ず一定数出るわけですが、そういった場合に何らかのデフォルトに移行するのか、あるいは別の方法もあるのか、そういった点も考えなければいけないというのが実務的な手続ということになります。

それから、先ほどご紹介しました規制料金に由来する制度ということでの三段階、あるいは燃料費調整ということ、特に三段階料金については 40 年以上前の制度ということでありまして、当時と現在との相違といった点もしっかり、この辺は実態を踏まえて検討していく必要があるというふうに考えておりますし、それから関連する仕組みということでの離島供給、常時バックアップなども今後の検討課題の一つになるのかなというふうに考えております。

こうしたもろもろの検討課題につきまして、16 ページ、大まかなイメージですが、2020 年、まだ先、オリンピックまでは3年あるというふうに思う一方、逆算しますと、制度的

には2020年4月というのが1つのメルクマールになっておりますので、いずれにしろ2020年4月、直前にこの規制料金の撤廃の判断をしたのではおそいということもありまして、これから来年にかけて、さまざまな課題について議論をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

一方で、ここにもあります電力・ガス取引監視等委員会のほうにおいては、先週ですけれども、研究会という形で一つ検討がスタートしておりまして、また来年にかけて議論を深めていくという予定になっております。

以上が、経過措置料金の撤廃に関連した検討ということでありまして、次、18ページ目以降が後半部分、燃料費調整制度の現状と課題ということになります。

18ページ目になります。燃料費調整制度ということと言いますと、1996年に導入されて、ある意味、燃料価格の変動を的確に反映する制度ということでは機能してきているという実態があります。

そうした中で、昨年4月の全面自由化以降、いろいろな料金メニューが出てきている一方で、後ほどご紹介しますが、実態としては、この燃料費調整については、ほぼ全ての料金メニュー、自由料金メニューにおいて採用されているということがありまして、そうした中で、本来この燃料費の変動に合わせたということであるんですけども、そもそもの電源構成と整合しないような形でこの燃料費調整を採用している、あるいは採用せざるを得ないメニューというものも多く出ているということがあります。

こうした中で、自由な競争のもとで燃料費調整というものについてどう考えるのか。ある意味、需要家のニーズに応えたものと言える一方で、需要家の側からすると、別の選択肢というのはないのかといったような点をどのように考えていくかということが本日の検討課題になります。

具体的にどのような形でと、まず実態ということではいいまして、19ページは飛ばしていただいて、20ページになります。

燃料費調整の設定状況ということでありまして、ここで自由料金メニュー、約600件近いメニューの中でも、ほとんどにおいてこの燃料費調整が設定されておりまして、これは料金比較の観点から、販売するエリアの大手電力の燃料費調整単価というのを採用しているということがあります。

じゃ、一部、その燃料費調整を設けていないというのはどういう形かといいますと、21ページ、参考でありますけれども、燃料費調整、ある意味その地域の大手電力の燃料費調整単価というのを採用するのではなくて、別の形での調整、例えばこの表でいいまして、新電力X、これは自社の調達の実績にある意味合わせるということでありまして、新電力Yの例でいいまして、これ

は今度は市場、先ほどの卸市場の価格に合わせて変動するというのが新電力Yのケースでありまして、大手電力の燃料費の変動に合わせてではなくて、自社の何らかのもの、あるいは市場の価格の変動、そういったものをメルクマールに料金を変えていくというのが、こういったメニューになります。

燃料費調整の課題ということで、その次、22 ページ、23 ページに掲げています。

まず1つ目、22 ページになります。真ん中にありますのが東京電力の現行の原価。これは実態ということではなくて、料金認可をした際の電源構成ということで、当時でいうと、やはりガスが大部分ということもありまして、こういった形での料金認可がなされて、その後、燃料価格、例えばガスの価格が上下しますと、それに合わせて料金も変動するというのが現行の価格体系になっております。

この場合に、東京電力管内、関東地域で営業を行う例えば大手電力Aということで、右にありますけれども、他地域から東京電力管内に来る場合は、自社の電源構成は別、例えば右の大手電力Aでいいますと、LNGの比率は東京電力よりは低いといったようなこともありますけれども、これとは無関係に、いずれにしろこの真ん中の東京電力の電源構成に合わせた燃料費調整をするというのが一般化しております。これは、どの地域から来ても、東京電力管内で営業する場合にはそうすると。

これは需要家側からしますと、今までの料金、あるいは現行料金との比較といったときに、そのほうが比較も容易という点もありまして、そういった需要家のニーズに応えるという観点からそうなってるというのが、右側、大手電力Aのケースですし、同様のことが左側、新電力Bにも言えることでありまして、例えばこちらの例でいいますと、再エネ比率が6割でありますけれども、それでもなおかつ燃料費調整、毎月、燃料価格が変動すれば、それに合わせて料金を変えると。これは一概にどちらが得、損ではなくて、上がったときには実際の発電コストは変わらないのに、ある意味、料金収入がふえる一方で、下がったときは逆もあるという意味で、いい、悪いではなくて、現状そうなってるというのがまず1つ目になります。

それから同じく次の23 ページ目になります。燃料費調整というものが、その地域の大手電力の燃料費に連動してるという結果としまして、例えばここでいいますと、関西電力が本年8月に料金を値下げしたと。その場合にこの燃料調整単価というものも変わったというのが、左下の表になります。それまでは、前回、値上げ時に認可を受けた時期から燃料価格が下がったものですから、この調整単価としては、左下の表にありますように、マイナス基調で推移してきたと。

それはどういうことかといいますと、料金設定に対して、毎月の使用料に応じた電気料金から、この燃料費調整で少しマイナスで計算されたものを支払うということになっておりましたけ

れども、8月の値下げによりまして、料金水準が全体が下がって、それに伴って今までのこの調整単価というのも1回リセットされたというのが関西電力のケースになります。

そういった関西電力の燃料費調整を、関西地域の新電力が使っているということが一般的なものですから、その結果、右のほうにイメージ図がありますけれども、今まではマイナス基調での調整がなされていたのが、関西電力と違って特に値下げが長かった新電力の場合には、8月以降は、今までマイナスされていたものがなくなったという意味で、実質的に値上げになっているという実態があります。

これもまた、たまたまこの局面ではこうなったということで、以前は逆のパターンももちろんあった。それまでプラスで推移していたものが、1回、以前で言うと値上げというよりは、大手電力の値上げがあった場合には、実質値下げになっていたというようなケースもありまして、これらのケースというのは、おおむね地方自治体による入札のケースなんですけれども、そういった意味で調達する側、入札をかける側、それから応札する側も、こういったことがあり得るということを見越しておく必要もあるんじゃないかというふうに考えております。

さらに、燃料費調整の影響ということでは、24、25 ページにありますけれども、今度、大手電力の側においては、財務的にその期間のずれによる影響というのも、時期によっては結構な影響が出ているというのが実態としてあります。

最後、26 ページになりますけれども、こういった意味で、今、過渡的に規制料金と自由料金が併存する中での燃料費調整ということではありますけれども、将来的にはこういった規制、経過措置料金がなくなっていくことを考えた場合には、この燃料価格変動のリスクというものについてどう考えるか。

これは今までの仕組みで言いますと、その燃料価格の変動というのは、最終的に消費者、電気料金に転嫁されていたということでありまして、そういった形で機能してきたものではあるんですけども、今後そういった自動的に反映していくのが仮になくなっていく場合には、こういった変動リスクの回避の手法があるかということ。

その際には、最近、新しく出てきているような料金メニュー、例えば5点料金メニューといったようなものもあり得るでしょうし、他方、欧米では割と一般化しているこういったメニューというのは、どちらかというとも燃料価格が上昇する局面で、消費者、需要家のニーズに応じて広まったということがありますし、また、こういったメニューを出していく上では、上から3つ目の丸にもありますように、今ある卸市場だけではなくて、先渡しは今の制度にもありますけれども、先物といった仕組みも必要になってくるのではないかとといった意味で、環境整備の必要もあるということがあります。

説明は以上になります。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、経過措置料金の解除の話と、それから燃料費調整情報についての話ですが、ご意見あれば伺いますが、いかがでございましょう。

きょうは、さっき申しましたように、何かを決めるとか、そういうお話ではなくて、大きな観点からご意見いただくということですので、忌憚のないご意見をいただければというふうに思っています。いかがでございましょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

ちょっと意見の前に事実を確認させていただけないでしょうか。三段階料金なんですけど、確かにこのときはそうだったわけですね。私の理解が間違っていなければ、このときには文字通りの規制料金というか、この料金にきなさいという感じだったわけですね。その後、値下げ届出制というのになってきたときに、このレートメイクというのは、三段階にきなさいいけないというのになっているのか。別にそうならないのだけれども、自主的にそうしているのか。

例えば、実際にはかなり大昔ですけど、しばらく値下げをずっとしてきたわけですね。だから、それは自由で、三段階目の高いところだけ下げていくということをするれば、だんだん縮まってくるわけですね。実際にそうしたかどうかは別として。

それは許されていたのか。値下げ届出制のもとでこうなら、これを維持したままで下げていかなければいけないという、そういうあれだったのか。つまり、この三段階というのは、規則によってそうなっちゃっているのか、ショックのとき以来のいわば慣行として残っておるのかというのと、どっちなんですか。

○廣江オブザーバー

私の記憶で申し上げます。まず、ご承知のように 49 年にこの三段階が始まったということですが、実は一度この見直しの機運がありました。それは私の記憶では、震災の直前だったと思います。20 年か 19 年ぐらいに、こういった議論の場がありまして、その時に色々な議論をした中で、この三段階についても議論されました。

その時の結論は維持しようということでしたので、基本的にこれを適用するかどうかという自由裁量権が電力にあるのではなく、多分これはルールとして、依然としてこうなっているものだと認識しています。

以上です。

○小川電力産業・市場室長

若干補足しますと、松村委員のご質問自体は、ルール、慣習というお話もありましたけれども、制度的には、認可のときにはそういうことがそのまま当てはまったかもしれないけれども、ずっと届け出になっていた時期には、そのときには必ずしも自由、少し余地があったのではないかとということでありましたので、それについてはおっしゃるとおりかなと。制度的に認可しない届け出のときには、少し変えるということも実際少しはあったかと思えますし、それ自体は認められていたと。

ただ一方で、今、廣江オブザーバーのほうからもありました直近の議論も踏まえて、特に最近、相次いだ値上げにおいては、その形は維持されているということかと思えます。

○山内委員長

よろしいですか。

料金の構成をどういうふうに規制するかって、いろいろ効率によって違うもので、厳密にもう一回調べたほうがいいのかもしいかなもしれないですけどね、制度的にもね。

例えばちょっと余計な話だと、鉄道の運賃なんかも上限規制なんだけど、長距離と短距離で逆転しないような規制が一応かかっているんですね、制度的に。そういう意味での三段階というのはどうなっているのかというのもちょうと調べたいところですね。

はい、どうぞ。

○廣江オブザーバー

それは確認されるといいと思います。例えば1段目を120kWhにするという点は、その時にもう一度確認されまして、これは維持するんだと、そこまで決められています。もちろんそのレートの格差については、各社の若干の判断があると思いますが、そのような形で現在も運用されていると認識しています。

○山内委員長

最近の改定のときには、確かに率をちょっと変えるとか、そういうことをやっていますよね。この点ほかに、この点でなくていいんです、ほかにかがでしよう。

どうぞ、武田オブザーバー。

○武田オブザーバー

燃料調整制度について意見を述べさせていただきたいと思います。18 ページに経緯が示されていますけれども、為替レートの変動とか、燃料価格を迅速かつ中立的に反映させる仕組みとしてこれまで機能してきたということと、それから、経済情勢をできるだけ料金に反映するという需要家ニーズにも応えるものであったと認識しています。

新電力としては、市場シェアが一番、最も高い旧一般電気事業者のプライスリーダーですので、その一般電気事業者の価格として新電力の価格がどうかということを訴求するために、需要家から見てわかりやすい、比較しやすいということで、旧一般電気事業者の燃料調整費に合わせている形をとっているわけですが、見方を変えると、新電力の電源構成は違うんだけれども、リスクは新電力のほうでとることによって、需要家のほうについてわかりやすい料金体系を提示すると、こういう目的で行っています。ただ、23 ページに書いているような、こういう若干理不尽扱い方は弊社としては行っておりませんので、改めて。

経過料金が、今、撤廃するというのも視野に、いろんな検討を進められると思うんですが、需要家から見た場合、これまでの電気料金といった比較がどうなるんだろうとか、それから、電気料金の中にこういう燃料調整費が入ることによって、事業者間の比較が非常にしにくくなって、需要家の選択する上でのいろんなデータとしてなかなかわかりにくくなる、このようなことが懸念されますので、今後、検討する上においては、需要家が混乱を招かないということも十分配慮した上で進めてほしいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

どうもありがとうございます。1点目は三段階料金制度の件で、これも感想だけなんですけれども、非常にこれは目的がそれなりにあるので、そういった中で自由化したときにどういうことをやればいいのかと、きょうは課題提示だけだということで、具体的な何か代替案みたいなものが示されていないわけなんですけれども、さっと考えてもなかなか難しいなど。

自由な競争の中で、やはり量を使っているところのほうは本来安く供給できるのに、高い料金になっているというところをいくと、本来そのほうが競争がしやすいのでそこを下げたくなってくるので、一方で、省エネの問題いいのかとか、あと最低料金のところは弱者層に配慮はいいのかとか、やっぱり問題があるので、効率性だけではなくて、そういう公平性とか、そういうものをどうバランスさせたらいいのかということに関しては、慎重によく議論しないといけないかなというふうに思います

2点目は、燃調の話なんですけれども、これも小川室長は非常に慎重に言葉を選んで説明されていたので、そうかなという感じなんですけれども、若干この論点が何なのかということが少しははっきりしなかったというのがちょっと感想です。要は、2020年以降どうしようかという議

論なのか、ただ、この説明からすると、2020 年前の経過段階でこれをどうしようかという議論なのか、ちょっとそこの意図が、私にはちょっとクリアじゃなかったと。

それと、こういう料金設定、今もちょっとコメントがありましたけれども、自由化しているので、その中でやっぱり企業ごとに戦略を持ちながら自由に料金を設定していくということは基本的には妥当だろうというふうに思いますので、こういう料金設定をしているからといって、何かけしからんというもおかしいんじゃないかなというのが私の感想です。

もちろん消費者に対して不適切な説明をしているということがあれば問題だろうと思いますし、この 23 ページ目でも、小川室長のご指摘だと、これは公共団体とかからの発注の段階での仕様に従ってこういうものが起こっているということをちょっとおっしゃられたと思うんですけども、そうであるとすれば、それは仕様をどう書くかという問題なんだろうと思うので、そこを指摘されているのか、ちょっと全体として何を課題とされているのか少しわかりにくかったというのが私の感想です。

以上です。

○山内委員長

後半、ちょっと簡単に。

○小川電力産業・市場室長

秋元委員からいただいたご質問で、後半の部分になります。何か論点がぼやけているんじゃないかというところはまさにそのとおりでありまして、ちょっと歯切れが悪くなりますけれども、制度としてあるところと、制度でないところがあるというのがまず1つあります。

そうした中で、まず 2020 年までということでありまして、おっしゃるように自由というのがまず、それは事業者の自由ということが1つではあるんですけども、ここにありますような課題として言っているのは、需要家もまさにそれを認識して、そういうふうになっていければいいけれども、自由と言いながら、必ずしも需要家はそこを意図しないままになっていたかもしれない。そういった意味での問題提起であって、だからそれをもって何か制度を変えるべきだとかいう話ではない。

あくまでも、情報提供、言ってみればこんな事例がありましたので、この自治体の例で言えば、まさにおっしゃっていただいたように、仕様書を書くときに、今後、注意したほうがいいんじゃないでしょうかというのが、論点というよりは情報提供ということになります。

もう一つの、むしろ制度をどうするかというのは、これは 2020 年に向けて、そういうこの今ある規制料金というのが撤廃になるかならないかというときに、恐らくその判断というのは、その競争状況とかを見ていくことになると思うんですけど、それに付随してこういう課題も出てき

得る、これは武田オブザーバーからもご指摘がありました、結果的にそういったもの、規制料金なり、それに付随した制度がなくなることが、需要家から見た場合に比較可能を難しくするのではないかといったような点、だからといって何か変えるということじゃなくて、考慮すべき点の1つという意味での提示という趣旨でありました。

○山内委員長

よろしいですか。

じゃ、松村委員どうぞ。

○松村委員

まず、今も秋元委員からご指摘がありましたが、三段階料金というのはいろんな理由があっ
てこうしているということ。省エネのインセンティブということもあるだろうし、所得のとい
うようなこともあるだろうし、しかし今の時代に本当に合っているのかどうかというような問題も
もちろんあるので、これについては、やはり経過措置が撤廃されるかどうかということと、独立
にでもちゃんとかなり本格的に議論しなければいけないのではないかと。相当な大問題なので、い
ろんなことを考えながらちゃんと議論しなければいけないと思います。

これ、例えば託送料金とかいうのにも直結してくるといえるか、今の小売料金というのを前提
として、それより託送料金が低いというのはちょっと変でしょうというようなことで、託送料金の
体系が決まってくる。託送料金では、固定費というのが相当に重いだけけれども、基本料金では
全然、固定費が賄えない、これって本当にいいのだろうかという、そういうような問題も起こっ
てきているという、いろんなところに関連する問題なので、この点については相当慎重に解を尽
くして議論していただきたい。

さらに、これ三段階料金だけの問題じゃないんじゃないかと私は思っていて、もっと本質的
な問題は、重量料金と基本料金の割り振りで、基本料金の割合が相当に家庭用低いという結果と
して、結果的に少量を使う人が有利になり、たくさん使う人が不利になっているというのは、重
量料金が違うということも効いてくるけれども、仮に重量料金をフラットにしたって同じような
問題というのは起こってくる。

これはセットで議論する問題だと思いますので、三段階というようなことだけでなく、基本
料金と重量料金、固定費のどれくらいを基本料金で回収すべきなのかというようなこととあわせ
て、託送料金ということともあわせて、どこかの場でインテンシブに議論していただければと思
いました。

この関連で、しかし一方で真逆のことを言うようなんですが、じゃ、自由化されている領域
ではどうなのか。料金体系は、本来、自由につけられるはずなんですよね。しかし旧一般電気事

業者さんの例では、それこそ大口で託送料金の基本料金を下回るような料金をつけて、重量料金で回収するなんていうような小売料金メニューも出しているのではないかとちょっと疑っていて、

もしそうだとすると、本来、競争で望ましい料金体系、顧客が望む料金体系というのが出てくるというようなことで、実際にそういう料金を旧一般電気事業者のような支配的事業者が出し、それを顧客が受け入れているということは、このリバランスというのは、私は理屈の上では考えなきゃいけないとは思ったんですけども、現実合っていないのかもしれないということで、いろんな面から、実態の調査も含めて慎重に検討していただければと思います。

次に、燃料費調整制度なんですが、私、これ経過措置料金と本質的に関係ないんじゃないかなと思います。これは別立てでちゃんと議論しなければいけない。それは残るか残らないかと関係なくやらなければいけない。

これに関しては、顧客が望んでいるんだからいいじゃないかというのは、本当にいいかどうかというのはちゃんと考える必要があります。これ、私は明らかにネットワーク外部性があると思っていて、つまりどういうことなのかというと、今、エリアの支配的事業者がこういう燃料費調整を入れていると。そうすると、新規参入者は、それよりも安いということをアピールするためには、同じ料金体系で同じ調整で少し安いよと見せるという必要が出てきて、採用するインセンティブがすごく出てくる。

さらに、顧客の方としても、ほかの大多数がその調整というのを選んでいのに、自分だけ選んで、その結果として、結果的に損したという、すごく損した気になって、採用した人の責任問題も問われかねないとかというようなことで、みんながこれを使っているから自分も使わざるを得ないというような、そういうような側面があるのではないかと思います。

そうすると、なぜ選ばれているのかというと、それはみんなが選んでいるから。なぜみんなが選んでいるのかというと、昔々、大昔に規制だったときに当然のようにそれを入れて、それを支配的事業者がそのまま引きずっているからそうなっているんだとすると、これ本当に社会全体にとってみていいことなのか、みんなが同じような燃料費調整というのを考えるのが仮に望ましいとしても、今のやり方が本当にいいのだろうかということを考えたいということがあって、事務局がこういう提案をしたのではないかと予想しています。勝手な予想なんで、もし違っていたらご指摘ください。

さらに言うと、そのような制度を設けている結果として、リスクが小さくなって、その結果として安い価格で供給できますというのは、これはいいことではあるんだけど、一方で、こんな便利な制度があるために、簡単に転嫁できるという便利な制度があるために、いつまでたっても先物市場のようなものが育たないというような側面、LNG市場だとか、そういうようなとこ

ろで電力の先物市場が育たないなんていうようなこともあるのではないかと。

そうだとすると、それをちゃんとアンバンドルして、それぞれの様子ごとに適切な先物市場というのができて、リスクがヘッジできてという状況のほうが本当は望ましいんじゃないかという、こういう問題意識もあつたのではないかと予想します。

いずれにせよ、これは顧客が選んでるんだからいいんだということではなくて、やはり確かにいろんな問題が起こっていつているというのは、この事務局の資料からも明らかなので、結論はどうなるかは別として、きちんと議論する必要がある問題だというふうに認識しています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ちょうど都合よくというか、武田オブザーバーが札を上げていらっしゃいますけども。

あつ、関係ないですか、そうですか。

それじゃ、廣江オブザーバー、どうぞ。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。2点申し上げます。まずは経過措置、料金の撤廃の可否についての基準の話です。

本日のご説明にはありませんでしたが、この資料の中の7ページに紹介があります過去の制度設計ワーキングの中で、この判断に当たっては、単に私どもから新電力さんのほうにスイッチングされたという件数だけではなく、結果的に、競争が行われているかどうか、こういったものを総合的に判断しようということがまとめられています。

私ども旧一般電気事業者の小売部門、様々な新しい自由料金、あるいはサービスをお客さまに提案をしているところでございまして、単に、先ほども申しましたようなスイッチング件数だけではなく、こういったものに移っていらっしゃるというようなところも、先ほどのガスさんのところの「えいや」かどうかは別にいたしまして、そのようなところも十分に評価をいただきたいというのが1点目でございます。

それから燃調、燃料費調整制度です。先ほど、松村先生がおっしゃいました当然のごとく入ってるということは、この数十年ぐらいはそうかもしれませんが、これもご承知かもしれませんが、49年ぐらいからずっとこの議論がありまして、なかなか、やはり実施に踏み切れないなという中で、平成8年だったと思いますが、その時の料金からようやく入ったと。それでももう20年経っていますから、それを当然のごとくやっているということかもしれませんが、いずれにしてもそのような歴史があることはまず一つ事実であります。

その上で、私が申し上げたいのは、自由料金の中におけるこの燃調をどうするかというところであります。まさにこれは自由料金であります。なおかつ、これを入れるかどうかというのは、一つはお客さまに料金固定のニーズがどれくらいあるのか。一方で、私ども事業者のほうに料金を固定できるような手段、逆に言えば、先ほどこれも松村先生からもお話ありましたが、石油価格の変動に対するヘッジ手段どれくらい我々が持つてると、このようなことを総合的に勘案をして、ビジネスとして成り立つかどうか、これはもう需要者が基本的には判断するということだと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

じゃ、村松委員なんですけど、ちょっと時間が厳しくなってきたので、簡単にさせていただくとありがたいと思います。

○村松委員

幅広い観点ということでしたので、今後の議論の進め方についてなんですけれども、まずは、いろんな問題が、先ほど松村先生からもお話ございましたけれども、いろんなところに関連してくるということですので、全体を俯瞰した議論をぜひ進めていただきたいと。

あと、その中で、個別の事例ではなくて、データに基づいたファクトベースでの議論をぜひ進めていただければと思います。三段階、規制料金の話ですけれども、こういったものも、従来の狙いと今の契約状況、使用料、所得の水準、そういったものをデータとして押さえた上で、これが今の時代に適合してるのかといったような議論がなされるべきだと思っております。

議論の進め方の2つ目なんですけれども、矢羽でスケジュール感を示していただいておりますが、やはり事業者のシステム対応上のリードタイムですとか、事業の予見可能性の確保というところも必要ですので、ここも考慮にぜひ入れていただきたい。

そして3番目ですが、需要家への説明、わかりやすさという観点です。今まで、全くスイッチング、いろいろ手を尽くしてもされてこなかった方々を対象にするわけですので、より丁寧な、決して電力会社がもうけるためにこれ（経過措置）をなくすわけではないんですよというところを丁寧に説明するというのは、事業者だけでなく、エネ庁からの一体となった説明というのが必要なんだと思います。

各論の話では、すみません、2つ、離島供給と最終保障供給の話ですけれども、これはコスト負担の話とどうしてもセットになってくると思うんですね。

今、一般送配電事業者の義務として負担させるような形になっておりますけれども、そうすると託送料金で全体広く薄くコスト回収するののかというような話になってきますので、ちょっと

ほかのインフラ事業でこういった離島供給のようなケース、例えば通信のユニバーサルサービスであったり、一つの事例ですけれども鉄道ですよね、鉄道も地方の過疎地、廃線にならないために、例えば第三セクターやったり、上下分離方式やったりとか、そういったようないろんな事例があると思いますので、コストの面というのはもうちょっと見直しをされてもいいのかなと思いました。

もう一つだけ、ごめんなさい、燃料費調整なんですけれども、これはきょうの議論すごく難しいなと思って、制度そのものが悪だというふうに言っているわけではないんだと思うんですけれども、今まで有益なものだったので継続してやってこられたということだと思います。

最後のところで、リスクを回避するために、価格を固定化するためにデリバティブという方法があるではないかというふうに挙げていただいていますけれども、やはりそれを管理するための体制ですとか、契約のコストだとか、そういったものが発生すれば、必ず事業者から需要家の方への転嫁というような形にはなるので、デリバティブが全ての解決策にはならない、ある程度のデリバティブを入れても需要家にとっての不利益、リスクやコストというのは生じますよということはここで申し上げておきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

まだあろうかと思えますし、本当は大石委員からちょっと意見聞きたかったんですけれども、また次回ということにして、すみません、次の議題は審議事項なものですから、それに移りたいと思います。

これは2017年度冬季の需給見通しと電気供給に係る現状と課題についてということでありまして、2つ資料が挙がってまして、6-1と6-2、まず6-1は内藤理事から、それから6-2は曳野課長からお願いしますが、すみません、予定時間の半分ぐらいでお願いしたい。

○電力広域的運営推進機関

昨年からこの本委員会のご要請に基づきまして、広域機関におきまして需給検証の取りまとめ作業をさせていただいております。今回、夏の実績と冬の見通しについて取りまとめましたので、資料6-1でご紹介いたします。

なお、手法等につきましては、前回まで同様でございますので、ちょっと時間の関係で省かせていただきまして、ポイントを絞ってご紹介いたします。

まず、右肩スライドの3をごらんいただきたいと思います。これはこの夏の各エリアの最大需要及びその時点での予備率をまとめてございます。

右側のほうの欄には、4月のときにご報告いたしました需要想定がございますけれども、こ
としはそこまでの猛暑ではなかったということでございまして、合計で申し上げますと 554 万
kW ほど需要が想定より下回っていたということでございます。予備率の欄を見ていただきま
すと、全国的に見ましても2桁の予備率が並んでおるということでございまして、概して安定した
需給状況だったと評価できております。

次に、飛びまして、5ページ目をごらんいただきたいと思います。

同一時間帯での全国最大需要が発生いたしましたのは8月 24 日の値でございます。このとき
の中身を、次のページの6ページ目でございますけれども、供給力の実績と想定を比較してござ
います。

4月の見通しの段階では織り込んでおりませんでしたもので、高浜原子力の再稼働がこの夏
にございますということ、それからトラブル等の計画外停止というのはこしは合計で 164 万
kW、これは例年に比べて少なかったということがございます。需給上、停止している火力とい
うのは、その分、バランス停止と言っておりますけれども、これが火力の欄にありますとおり
1,070 万 kW ございまして、これを除きましても予備率としましては、その前のページにありま
すように 13.9%確保できる、こういう数字になったということでございます。

最大需要の評価は以上でございますけれども、少し広域機関の目で見ましたトピックを2つ
だけご紹介したいと思います。スライドの8ページ目をごらんいただきたいと思います。

太陽光の影響ということを見るために、最大需要が発生いたします時間以外の時間帯の予備
率につきましてもチェックをさせていただきます。各エリアとも、太陽光の出力が低下いたします
17時とか20時断面でも十分な予備率確保しておりましたけれども、この中で中部エリアさんの
17時、これは3.9%、ちょっと低い値でございましたので、その分析を、次の9ページにちょ
っとお願いをさせていただきます。

これを見ますと、この日の天候は曇り予想だったものが晴れになったということ、太陽
光のほうは予想より出力が出たということでございますが、夕方の気温の下がり逆にならな
かったということで、需要が上振れしたということ、それから一部火力のトラブルがあったとい
うことで、太陽光の出力が減少いたします夕刻にかけまして予備率が低下したものと、このように判
明いたしました。

それからもう1点目が、10 ページ目になりますけれども、今年度から公募調達することにな
りましたいわゆる電源Ⅰ、厳気象対応の調整力でございますけれども、この発動実績につ
きましてもちょっと調べてみました。

9月に入ってからになります、九州エリアのほうで1回ほど、デマンドレスポンスも含め

て発動実績がございました。主な要因としましては、ここに書いてありますとおり、太陽光の想定が下振れしたということが要因の1つになってございます。これ9月7日ということで、必ずしも猛暑でなくても、需給状況によってこの電源Ⅰが活用された1例であったと、このように考えてございます。

続きまして、12ページ目以降から、冬の需給見通しでございまして、まず結果を13ページ目に示してございます。

ここでは12月から3月、各月ごと、各エリアごとの10年に1度程度の厳しい寒さのときの最大需要と供給予備率をまとめてございます。

これを見ますと、東の50ヘルツエリア、中、西の60ヘルツエリア、計で見えますと、各月とも10%以上は予備力を確保できているということでございます。

個別のエリアを見えますと、中部エリアの1月と2月、ここが3.0%と、いわゆる最低予備率ということになってございますけれども、これにつきましては、次以降の14ページ目と15ページ目、ちょっと説明は割愛いたしますけれども、中部エリアの隣の関西とか四国のほうのエリアの余力、こういうのを見まして、小売事業者の方が取引所を通じて少なくとも3万kW、4万kW調達できれば確保できると、このような水準ということで判断してございます。

あわせてその以降、16ページ、17ページ目のところには、いわゆるN-1の設備故障、電源あるいは送電線の単一故障時の需給確保状況、これを確認してございます。

また18ページ目に移りますけれども、これは冬の需給が懸念されます北海道エリア、これにつきましても、いわゆる最大需要と、過去最大級の計画外停止、これが重複した場合という状況の需給状況も検証してございます。

まとめとしまして19ページ目でございますとおり、この冬におきましても、現段階では安定的な需給を確保できる見通しと広域機関では判断してございます。

最後に20ページ目に、我々が需給検証を取りまとめ作業をさせていただいている中で浮かび上がりました課題を2点ほどご紹介をさせていただきます。

1つは、太陽光が大量導入されている中での需給バランス評価の時間断面、これをどう評価していくか、どう考えていくかという点でございます。供給計画におきましては、最大需要が発生する時点での評価ということになってございますけれども、予備率の観点から考えますと、必ずしも需給の厳しさを見る断面としては一致していないのではないかとことも考えられます。

それから2点目は、小売事業者の方が、スポット取引で連系線を介して調達しようとする供給力、これをどのようにエリアごとのバランスで評価すべきかという点でございまして、連系線利用ルールが間接オークション導入によりまして変わってまいりますと、さらにこの量がふえてま

いると思います。今回の試算でもいろいろ工夫しているところがございますが、計画段階でのエリア別の需給バランス評価というのが難しくなっているということがございます。

いずれにつきましても、供給計画の算定容量とも関係してまいりますので、エネ庁さんともしっかり連携して対応してまいりたいと、このように考えてございます。

私からは以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それじゃ曳野課長、お願いいたします。

○曳野電力基盤整備課長

それでは、資料6-2をごらんください。時間の関係もございますので、資料6-3のほう全体が全体の需給検証の報告書の案でございますけれども、ダイジェスト版としての資料6-2のほうでご説明させていただければと思います。

まず1ページごらんください。これは昨年来このような形でお願いしておりますけれども、ただいまご説明いただきました広域機関のほうで、需給見通しの夏の振り返り、それから冬の見通しというところを技術的に審議いただいた後、この場で、今回でいいますと冬の需給対策の要否をご審議いただきまして、政府として公表をさせていただくという段取りになっております。

次、2ページでございますけれども、こちら若干重なりますけれども、10年に1度の厳冬といった需要がある中で、3%以上の予備率があるかどうかという観点からの検証をいただいております。

次、3ページをごらんください。こちら先ほど広域機関からご説明いただいたとおりですけれども、12月、1月、2月でいいますと、1月、2月が比較的予備率が下がりますけれども、東日本の3エリア、中西日本の6エリア、ともに10%を超える予備率があるという見通しでございますので、本当の需給は安定するという蓋然性があると見込まれますので、引き続き国として特別の節電要請は実施しない方針でよろしいかというふうに考えております。

次、4ページでございます。4ページは、先ほどの北海道の特別な需給逼迫が起きたようなリスクケースでございますけれども、これについても特段、問題になるようなレベルにはならないというふうに考えておりますけれども、本州以南に比べると、追加的な需給対策としての緊急時ネガワット入札といった仕組みを取り入れるということで、これも昨年と同じ対応でございます。

次に5ページでございますけれども、全体の対応ということで、数値目標つき、あるいは数値目標のない節電要請は、政府として行わないということでございますが、電源脱落等の想定外

の事態に備えて、以下の対応をとることとするということで、需給逼迫への備え、それから北海道における追加的な対応、それから需給がそうした中でも悪化した際には追加的な対応を検討、それから情報発信という4本立てでございます。こちら昨年同時期にご審議いただいた中身と基本的に同様でございます。

次、6ページ、参考でございますけれども、これまで2011年以降、さまざまな枠組み、若干変遷しておりますけれども、夏季、冬季に需給の検証なり見通しを審議いただいた上で、政府としての対策をとってきているということで、最近、2016年、昨年の夏以降は節電要請を行っていないという現状でございます。

次、7ページでございます。万一の事態に備えた対応ということで、そういう意味では今、安定してございますけれども、実は2011年の3月の東京電力管内での計画停電、それからその後、東北、北海道、関西、四国、九州、こうしたところでは、節電要請を行っても、なお需給が逼迫するおそれがあったため、セーフティネットとしての計画停電の考え方というものが公表されております。逆に他社、それ以外の各社においては、まだそのような考え方が整理されておきませんので、一旦ここも整理を確認、検討して、考え方を公表してはどうかということでございます。

もちろん、繰り返しになりますけれども、今この瞬間に何か節電の要請をしなければならぬとか、あるいは計画停電をそもそもやらないといけないというような事態になってございませぬので、あくまでも考え方を整理してはどうかということでございます。

以上が、冬季の電力需給見通しでございますけれども、あわせまして電力供給に係る現状につきまして、数値データを中心に幾つかご紹介をさせていただければと思います。

8ページをごらんください。昨年の夏以降、節電要請の必要なレベルということに需給上はなっていないわけでございますけれども、一方で、震災以降の課題ということで申し上げます、原発が停止している中での燃料費、あるいはFITの賦課金の増加ということで、電力コストが増大してきているという事実がございます。

電力コスト全体で試算をいたしますと、2010年度の実績約15兆円が、今、16兆円ぐらいに上がってきている。それから需要が若干減っておりますけれども、単価レベルで見ますと、約2割の増加という計算になります。

この中で、当然、再生可能エネルギーを政府としても最大限導入していくということで、FITに基づく導入を進めているわけでございますが、2016年度は約1.5兆円、17年度は約2兆円というような国民負担をいただいている現状でございます。

また、原発停止による燃料費の増ということは、13年度の約3.6兆円をピークに、足元では

燃料費の単価の減少などもございます。あるいは原子力も一部再稼働しておりますけれども、年間ベースで見ますと、2016年度で1.3兆円ということで試算をされているところでございます。また、CO₂も、年間で見ますと、10年度に比較して、16年度が4.7億トンということで、約1割の増加ということになっております。

この主要因といたしましては、当然、再生可能エネルギーが増加はしている一方で、原子力が停止しておりますので、非化石の電源比率が35%から17%ということで、約半分に減っているということが主な要因でございまして、今後に向けては、震災後、低下している中で、2030年度の非化石電源の目標44%というところの達成に向けて、どのようにしていくかというところが課題でございます。

9ページは、今申し上げた燃料費の増加の試算の内訳をお示ししたものでございます。

消費量の効果以外に、為替と燃料価格の変動というところの要因もございますので、これを2015年度、16年度で分解したものでございます。

10ページは、電源構成の変化ということでございます。火力が足元では比率が8割以上になっているということでもあります。

それから最後11ページでございまして、需給構造全体が変化してきているということでもございまして、特に日中に発電する自然変動電源といたしまして、例えば住宅用の太陽光といった自家発、自家消費される電源も含めて、導入がかなり進んできているという中で、実需要のピークが従来の昼から夕方にシフトしてきて、数時間ずれてきているということでもございます。

また、気象条件によって発電量が大きく変動する電源が大量に系統接続されることによって、むしろ需給が逼迫していない時期においても、この自然変動電源の発電量が、特に夕方にかけて非常に減ってくるときに、火力等ですけれども、追従する電源というものの調整力をどう確保していくか、ないしはそれをどう活用していくかといったことが課題となっております。

これは、太陽光が非常に多くて、かつ需要が余り多くない日、端的に申しますとゴールデンウイークの、どちらかというところだと地方電力さんの管内のロードカーブのイメージとして書いておりますけれども、火力を最低出力に近いところまで下げて、そこで自然変動電源を受け入れると。夕方にかけて火力で調整をしていくと。こういった形に変動が、これは1年中こうなっているわけではございませんけれども、こういった日も出てきているという状況でございます。

ちょっとすみません、駆け足でございますが、以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは今のご説明内容について、ご意見。

市川委員、どうぞ。

○市川委員

需給検証の専門委員として報告書の本文を確認いたしまして、このとおりでよろしいのではないかというふうに考えております。

その上で、スライドの8ページ以降で今回提起されております電力供給に係る現状と課題についてでございますが、まず、新たな環境下での課題について、近年、燃料費が低下傾向にあるとはいえ、まだ足元では年間1.3兆円もの電力コスト増の要因となっております。また、海外にも大きく頼るといふ構造には変わりありません。燃料費が今後も上下変動する不確実性が内在していて、ここは根本的な改善が必要になるのではないかというのが基本認識でございます。

一方、再エネについては、火力などのバックアップが必要な自然変動電源が大半でございます。FIT賦課金が今後も確実にふえていく懸念がついています。11ページの需給構造の変化の課題のところも同様でございます。自然変動電源がふえているエリアほど上下の波の動きが大きくなって、その分、調整電源を備えておく必要に迫られます。

今回、提示された課題の解決を通じて、数字上の供給力の確保から、電力のクオリティー向上、低炭素で安価で安定的な電力供給に向けた議論につなげていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

大山委員、どうぞ。

○大山委員

ありがとうございます。私も広域機関の検討に多少かかわっているということで、少しコメントだけさせていただきます。

今回の報告でも、実績のところはかなり太陽光の影響が大きくなっているというのが見えているかと思います。いろいろ問題があつて、予測がうまくできないとか、それから実績の把握も、家庭についているものだとよくわからないとか、いろいろなことがありますので、その辺の精度を上げていくというのが、今後、非常に重要だなというふうに感じています。

それから、ピーク時間帯以外の評価が必要だということを、先ほども内藤理事のほうから話がありましたけれども、これはまさにそのとおりで、ピーク時間帯だけ見ても、非常に逆に予備率の少ないところが出てきているというのが大問題かなというふうに思っています。

あと、エリア間取引の扱いが、これも問題だということなんですけれども、これについては、

ちょっと話が変わりますけれども、容量市場についても全く同じことが言えると思いますので、そちらとの整合性を取りながら考える必要があるかなというふうに思っております。以上が広域機関での議論に基づいたコメントです。

あと1点、エネ庁さんから出していただいた資料の6-2の7枚目のところに、万一の事態に備えた対応というのが出ていますけれども、これは非常に重要だと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

これまでやっていない会社のところもちろんやっていただきたいと思いますが、例えば北海道電力は、ことしの冬にかけても、もしかしたらというのが、しかも北海道の場合は人命にかかわるということをよくおっしゃられていますので、ちょっとこれは私が存じ上げていないので違うかもしれませんが、2012年の夏季に出していらっしゃいますので、冬に何が起るんだということをちゃんと考慮してあるのかどうかということも含めて、再度、検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

すみません、途中で出てきたまず輪番停電の計画の件なんですけど、これをつくるように指示する、つくっていただくのはとても重要なことなので、ぜひやっていただきたいのですが、しかし、この輪番停電などという粗雑なやり方よりも、もうちょっとましな計画停電ってないのか。少なくともスマートメーターとかが普及すれば、そういうことが可能になるとかってあれだけ議論されて、これからどんどん普及してくるようになるわけです。

それから、あの時点で、高圧、特別高圧はもうほぼスマートメーターになっていますと言いながら、あんな無様な姿しかできなかったということを反省してもう何年もたっているわけですから、この計画、これは最悪のときにこうなんですけど、そこまではいかないけれども、大幅に電源を失ったというときに、こういうやり方で供給制限しますという案もぜひ考えていただきたい。輪番停電はさすがにちょっと先進国では恥ずかしいというか、前の段階で、でも計画停電が必要だということを、もっとスマートなやり方ってないかというのをぜひ検討していただければと思います。

それから先ほどこれもご指摘のあったそれぞれのエリアの供給力の見方で、エリアまたぎもそうなんですけど、市場に出すという電源は入らなくて、相対契約や自社電源だと入るというの

はやっぱり根本的に変な気がするので、これは改めるべきだと思います。ただ、これを改めるのを、広域機関にやり方を考えろというのか、あるいはエネ庁のほうで、こういうふうにやったらどうかと指示するというようなことはまだ決まっていないと思いますので、ちょっと検討していただければと思いました。

以上です。

○山内委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。すみません、急がせて申しわけないんですけども。

ご意見いただきましたので、そういったところをちょっと考慮して、事務局とも相談したいと思えますけれども、お諮りしたい点は、最後の6-3の資料にありますように、今回の電力需給検証報告書について、本日の議論を踏まえまして、大変恐縮でございますけど私のほうに一任をいただいて、必要な調整を加えることを前提にして本日の会合をもって取りまとめとさせていただきますたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それではこの報告書も踏まえまして、政府におかれましては、2017年度の冬季の電力需給対策を速やかに検討の上、決定していただきたいというふうに思えます。

時間が延びまして大変恐縮でございます、司会者不手際で恐縮でございますが、それではよろしければ、これをもちまして第5回の電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541